

## 様式B

## 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

市町村長 殿

氏名又は名称

住所

法人の場合は代表職 氏名

届出日(受理年月日)

平成29年3月1日

東京都中央区銀座1-1-1

届出者 株式会社 工場立地センター

印

代表取締役社長 工場 建造

 実務担当者を記載

(※委託設計者ではない)

株式会社 工場立地センター 三芳工場

(担当者) 設備管理課 工場 建太

電話 048 (000) 0000 番

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	〒000-0000 埼玉県三芳町○○1-1-1			
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあっては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあっては特定工場の種類）	発電機、電動機 面積は、小数点以下は切り捨て			
3	特定工場の敷地面積	変更前	101,500m <sup>2</sup>	変更後	124,500m <sup>2</sup>
4	特定工場の建築面積	変更前	18,000m <sup>2</sup>	変更後	25,000m <sup>2</sup>
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり			
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり			
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり			
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり			
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等		平成29年4月15日	
		施設の設置工事		平成29年5月15日	
※整理番号	29 ▲ 第 123 号		該当ない場合は、傍線を引く。→別紙3、4の添付不要		様式例第4の工事日程表上の日付を記載 ※一番早い工事の着工日は、受理年月日から一ヶ月以上後とする
※受理年月日	平成29年3月1日		※備考		
※審査結果	受取印				

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。

3 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を除く。）に記載すること。

4 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

5 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

6 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。

7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

別紙 1

## 特定工場における生産施設の面積

備考 1 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。

2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。

3 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。

4 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を行なう場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。

5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

## 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

		カタカナで記載(リー、ジー、カー)				
緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く）の名称 ※1	施設番号	面 積 (m <sup>2</sup> )		増減面積 (m <sup>2</sup> )		
		変更前	変更後			
敷地北及び西側道路沿い	リー1	4,700	4,900	△	0	+ 200
県道沿い北側	リー2	1,800	1,900	△	50	+ 150
A棟南	リー3	1,300	1,300	△	0	+ 0
A棟東	リー4	700	750	△	100	+ 150
B棟北	リー5-1	500	0	△	500	+ 0
B棟西	リー5-2	0	600	△	0	+ 600
県道沿い南側	リー6	5,000	1,500	△	3,500	+ 0
敷地南側道路沿い斜面	リー7	17,000	17,000	△	0	+ 0
※ 1 の 合 計		31,000	27,950	△	4,150	+ 1,100
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称 ※2	施設番号	面 積 (m <sup>2</sup> )		増減面積 (m <sup>2</sup> )		
		変更前	変更後			
緑化駐車場	ジー1	500	600	△	100	+ 200
建築物屋上等緑化施設（「屋上緑化」、「壁面緑化」、「駐車場緑化」）が該当						
※ 2 の 合 計		500	600	△	100	+ 200
緑 地 面 積 の 合 計		31,500	28,550	△	4,250	+ 1,300
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面 積 (m <sup>2</sup> )		増減面積 (m <sup>2</sup> )		
		変更前	変更後			
広場	カ-1	2,000	2,000	△	0	+ 0
透水性舗装駐車場	カ-2	1,000	1,500	△	0	+ 500
緑地以外の環境施設の面積の合計		3,000	3,500	△	0	+ 500
環境施設の面積の合計		34,500	32,050	△	4,250	- 1,800

環境施設（「緑地」、「修景施設」、「屋外運動場」、「広場」、「屋内運動場」、「雨水浸透施設」、「調整池」、「野菜畠」、「太陽光発電施設」）を記載

減少分(△)と増加分(+)を分ける  
※差し引きした合計値ではない

面積の数値は、小数点以下は切り捨て

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ-1、リ-2、リ-3、リ-5-2、リ-6、リ-7
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	27,200 m <sup>2</sup>
配置について勘査した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	敷地四方に道路を有し、工場は中央部に配置。 建物の周辺部や特に県道側には充分な緑地を設置。自由記載

備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。

2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とすること。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）につては「リ-1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地につては「ジー1」と、緑地以外の環境施設につては「カ-1」と読み替えるものとする。

工業団地特例適用団地以外は提出の必要はありません。

別紙3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工 業 団 地 の 名 称				
工 業 団 地 の 所 在 地				
工 業 団 地 の 面 積				
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計				
工業団地共通施設の面積の合計				
内 訳	うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く）	面 積	m <sup>2</sup>	
	うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面 積	m <sup>2</sup>	
	うち緑地以外の環境施設	面 積	m <sup>2</sup>	種 類
	その他の共通施設	面 積	m <sup>2</sup>	種 類
その他の施設	面 積	m <sup>2</sup>	種 類	
工業団地等の配置に関する概略図 その他の説明				

備考1 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

工業集合地特例が適用工場以外は提出の必要はありません。

別紙4

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計				
内 訳	うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く）	面 積	m <sup>2</sup>	
	うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面 積	m <sup>2</sup>	
	うち緑地以外の環境施設	面 積		種類
事業者の負担する総額		設置費用	円	
		維持管理費用	円	
うち届出者の負担費用		設置費用	円	
		維持管理費用	円	
隣接緑地等の配置に関する概略図 その他の説明				

- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

## 様式例第1

## 事業概要説明書

1	生産開始の日	( 昭和 45 年 12 月 1 日 )			平成 29 年 11 月 1 日		
2	主要製品別生産能力及び生産数量				操業開始日を記載		
	製品名		生産能力		生産数量		
	電動発電機		1,000	台／月	500	台／月	
	回転変流機		2,000	台／月	1,000	台／月	
					適切な単位を記載		
					適切な単位を記載		
3	水源別工業用水使用量				計	60	(単位: t／日)
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水
	60 t/日						
4	電力の使用量				計	4500	(単位: KWH／日)
	買電による電力使用量				自家発電による電力使用量		
	4500 KWH/日				0 KWH/日		
5	輸送手段別輸送量				計	0	(単位: t／月)
	自動車	鉄道	船舶	その他	計		
	燃料、原材料及び外注部品				0 t/月		
	製品				0 t/月		
6	従業員数				計	64	(単位: 人)
	職員	男	9	工員	男	27	計
		女	2		女	26	男
						女	28

- 備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。  
 (例 トン／日等) 輸送量は、トン換算した値で1ヵ月当たり平均輸送量を記載して下さい。
- 2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4を用いて下さい。

様式例第2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図

別紙参照

当該工場の生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設を記載した配置図を添付

4

※参考5を参照

縮尺 1／

- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示すると共に、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。

施 設 の 名 称	色 彩
生 产 施 設	青
緑 地	緑
様式第1又は第2で区別 することとされた緑地	網掛け
緑 地 以 外 の 環 境 施 設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあっては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

## 様式例第3

## 特定工場用地利用状況説明書

当該工場敷地のうち、自社所有地の面積

特定工場敷地面積	124,500 m <sup>2</sup>	うち自己所有地	94,500 m <sup>2</sup>
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を○で囲んでください。)	①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④住居系地域 ⑤商業系地域 ⑥市街化調整区域 ⑦未線引都市計画区域 ⑧都市計画区域外 ⑨都市計画なし 該当する区域が複数存在する場合は、全部記載		
特定工場用地利用状況説明図	4 +		
別紙参照			
当該工場敷地の位置、また周辺の主要道路名と道路網図が俯瞰できる図面を添付 (備考欄も参照)			
		特定工場の用に供する土地の説明  届出場所は工業地域の指定を受け ており、届出場所南側は同じく工 業地域、北側・西側は準工業地域 である。  自由記載	
		縮尺 1 /	

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
- 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺 2 km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

## 様式例第4

## 特定工場の新設等のための工事の日程

年月		工事の日程								
工事の種類		29年 4月	年 5月	年 月	年	年	年 11月	年 月	年 月	
造成(埋立)工事		4/15 開始	造成 5/10 終了							
生産施設の設置工事		工事開始日:開始とその日付を記載 工事終了日:終了とその日付を記載								
施設の名称	施設番号	5/15 開始	一部 撤去	8/15 終了	9/1 開始	一部 新設	10/31 終了	11/1 稼働		
機器加工工場 (A棟)	セー1									
金属めっき工場 (B棟)	セー2	6/1 開始	一部 撤去	8/15 終了	9/1 開始	一部 新設	10/31 終了	11/1 稼働		
危険物製造室	セー3	6/1 開始	一部 撤去	8/15 終了	9/1 開始	一部 新設	10/31 終了	11/1 稼働		
新A棟	セー4									
新B棟	セー5									
環境施設・緑地の設置工事		新設:全新設の場合 一部新設:一部新設の場合 撤去:全撤去の場合 一部撤去:一部撤去の場合 稼働:稼働の場合								
施設の名称	施設番号	6/1 開始	撤去	8/1 新設	9/30 終了					
敷地北及び 西側道路沿い	リー1									
県道沿い北側	リー2	6/1 開始	一部 撤去	8/1 新設	9/30 終了					
A棟東	リー4	6/1 開始	一部 撤去	8/1 新設	9/30 終了					
B棟北	リー5-1	6/1 開始	撤去	7/30 終了						
B棟西	リー5-2									
県道沿い南側	リー6	6/1 開始	一部 撤去	8/15 新設	9/30 終了					
緑化駐車場	ジー1	6/1 開始	一部 撤去	8/15 終了						
透水性舗装駐車場	カー2	6/1 開始	8/1 開始	一部 新設	8/31 終了					
その他の主要施設の設置工事										
事務所棟					9/1 開始	新設 10/31 終了	11/1 稼働			

日付について、矢印(→)の始点・  
終点の位置(他工事箇所との比  
較含む)を見ても不明確な場合は、  
明確な日付を記載

- 備考 1 工事の日程欄には、工事の種類ごとに工事の期間を矢印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日付を付記して下さい。なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄に合せて明記してください。また、生産施設の設置工事、環境施設、緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
- 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の欄に明記して下さい。
- 4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

準 則 計 算 表

総務省統計局の「日本標準産業分類」で業種名を確認する。(＊変更の場合があるため、要確認)  
※細分類番号、γとαは経済産業省(財)日本立地センター発刊「工場立地法解説」で確認できる。  
※埼玉県企業立地課HPで、産業分類番号、γとαの数値ともに掲載。

中分類業種名： 29-電気機械器具製造業  
細分類番号： 2911  
γ： 65 α： 1.4

1 生産施設

(1) 単一業種

$$P \leq \gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

(2) 2以上の兼業

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_i}{\gamma i \alpha_i}$$

$$124,500m^2 \times 0.65 = 80,925m^2 > 13,000m^2 \quad OK$$

敷地面積

$\gamma \times 1/100 = 65\% / 1$

小数点以下は切り捨て

実際の生産施設面積  
・左記数値を下回れば良い。

2 緑 地

(1) 単一業種

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

(2) 2以上の兼業

$$G \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma i} \left( 0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

$$124,500m^2 \times 0.2 = 24,900m^2 < 28,550m^2 \quad OK$$

敷地面積

緑化率20%

小数点以下は切り上げ

実際の緑地面積  
・左記数値を上回れば良い。

3 環境施設

(1) 単一業種

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

(2) 2以上の兼業

$$E \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma i} \left( 0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

$$124,500m^2 \times 0.25 = 31,125m^2 < 32,050m^2 \quad OK$$

敷地面積

環境施設率25%

小数点以下は切り上げ

実際の環境施設面積  
・左記数値を上回れば良い。

- 備考 1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号名を記載すること。  
 2 2以上の業種に属する特定工場等の場合には様式は特に定めていない。各業種毎の生産施設面積をγ、αの値別に整理したものを記載すること。  
 3 次ページ例にならう準則計算推移表を添付すること。  
 4 計算は小数点第5位を四捨五入すること。

# 準則計算推移表

会社工場名	株式会社 工場立地センター			三芳 工場	
設置場所	埼玉県三芳町〇〇1-1-1		工業団地特例(工場立地法の準則第5条)の適用の有無		
	TEL 048 (000) 0000	(団地名)	)	団地特例	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
担当者	企業の担当者を記載	代表業種名	電気機械器具製造業		
細分類番号	2911	%なので、計算式に代入する場合は、1/100を掛ける。	総務省統計局の「日本標準産業分類」で業種名を確認する。		
Poi					
$\gamma_i$	65				
$\alpha_i$	1.4				
昭和49年6月28日現在の状況	増加可能生産施設面積 m <sup>2</sup>	(計算式) $P \leq \gamma (S - P_0 / \gamma \alpha) - P_1$			G0 m <sup>2</sup> E0 m <sup>2</sup>

整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置 (G0)	G1 (次回G0)	当該E設置 (E0)	E1 (次回E0)	備考
		当該変更面積	変更後面積					
29▲第123号	2911	△2,200 +8,700	13,000	△4,250 +1,300	28,550	△4,250 +1,800	32,050	
29.3.1								
124,500m <sup>2</sup>								

【(1)番目に計算】  
前回の面積=6,500m<sup>2</sup>  
今回(変更後)の面積=6,500-2,200+8,700  
=13,000m<sup>2</sup>

今回の  
変更で  
増減す  
る面積

【(2)番目に計算】  
G1: 今回の変更後に設置されている緑地の面積  
前回の面積=31,500m<sup>2</sup>  
今回(変更後)の面積=31,500-4,250+1,300  
=28,550m<sup>2</sup>

## 備考

- 1 G0…昭和49年6月28日現在の緑地面積。
- 2 E0…昭和49年6月28日現在の環境施設面積(緑地面積を含む。)。
- 3 当該G(E)設置…当該変更に伴い設置される緑地(環境施設)の面積。
- 4 (G0) [(E0)]…当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積(環境施設)のうち当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積を超える面積。  
(GO): 今回の変更で準則値 [ $P / \gamma (0.2 - G_0 / S)$ ] を超えて設置された緑地面積
- 5 G1(E1)…当該変更後に設置されている緑地(環境施設)の面積の合計。
- 6 (次回G0) [(次回E0)]…当該変更後に設置されている緑地(環境施設) [当該届出前に届けられた緑地(環境施設)の面積の変更に係るものも含む] の面積の合計のうち昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積の合計を超える面積。  
(次回GO): 「前回の(次回GO)の緑地面積」-「今回の変更で減らした面積」+「(GO): 今回の変更で準則値 [ $P / \gamma (0.2 - G_0 / S)$ ] を超えて設置された緑地面積」
- 7 備考…期間短縮について記入。

### <既存工場の特例>

昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（既存工場といいます。）については、準則基準に特例が適用されます。

### 準則計算（単一業種の場合）

既存工場は、届出の際、生産施設、緑地、環境施設の設置について、それぞれ下記の不等式を満たす必要があります。（兼業の場合は、別途計算式があります。）

#### ○ 生産施設の面積

$$P \leq \gamma (S - \frac{P_0}{\gamma \alpha}) - P_1 \quad \text{※算出した値は小数点以下を切り捨てる。}$$

P 今回の届出によって設置する生産施設の面積（撤去分は含まない。）

S 敷地面積（変更があった場合は変更後の面積とする。）

$\gamma$  生産施設面積の敷地面積に対する割合

$\alpha$  既存生産施設用敷地計算係数

P<sub>0</sub> 昭和49年6月28日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている生産施設の面積

P<sub>1</sub> 昭和49年6月29日から前回までの生産施設の面積の変更の合計。（設置については+、撤去については-として計算）ただし、今回の届出で生産施設の撤去を行うときはその分を減じる。

#### ○ 緑地の面積

※ $\frac{G_0}{S}$  の値は小数点第六位を四捨五入し、算出したGの値は小数点以下を切り上げる。  
(環境施設の場合も同じ)

$$G \geq \frac{P}{\gamma} (0.2 - \frac{G_0}{S})$$

G 今回の届出によって設置する緑地の面積（撤去分は含まない。）

G<sub>0</sub> (イ) 昭和49年6月28日時点で設置済み又は工事中の緑地面積（口）前回までの生産施設の変更に伴い準則値を超えて設置した緑地面積（ハ）生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出であればその増加分

以上の（イ）（口）（ハ）を合計した数値。ただし、今回の届出で緑地の撤去がある場合は、その分を減じる。

#### ○ 環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} (0.25 - \frac{E_0}{S})$$

E 今回の届出によって設置する環境施設の面積（撤去分は含まない。）

E<sub>0</sub> (イ) 昭和49年6月28日時点で設置済み又は工事中の環境施設面積（口）前回までの生産施設の変更に伴い準則値を超えて設置した環境施設面積（ハ）生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出であればその増加分

以上の（イ）（口）（ハ）を合計した数値。ただし、今回の届出で環境施設の撤去がある場合は、その分を減じる。